（所管事務調査）区立児童相談所について

１　設置目的

　　平成28年の児童福祉法改正により、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化された。

　　区は、この理念に則り、子ども・家庭支援のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益を実現することを目的に児童相談所を設置する。

２　人員体制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①相談部門 | | 人数 |  | ②一時保護部門 | | 人数 |
| 常勤 | 児童相談所長 | 1 | 常勤 | 一時保護担当課長 | 1 |
| 児童相談課長（副所長） | 1 | 児童指導員・保育士 | 30 |
| 児童福祉司SV | 5 | 看護師 | 2 |
| 児童福祉司 | 25 | 心理療法担当職員 | 2 |
| 児童心理司SV | 2 | 非常勤等 | 日中児童指導員 | 9 |
| 児童心理司 | 12 | 夜間児童指導員 | 21 |
| 保健師 | 2 | 学習指導員 | 3 |
| 事務 | 8 | 医師（小児科、歯科） | 2 |
| 非常勤等 | 警察OB | 2 | 小計 | | 70 |
| 児童心理司事務補助 | 7 |  |  |  |
| 電話・虐待対応協力員 | 5 |  |  |  |
| 里親支援等専門員 | 1 |  |  |  |
| 人材育成専門員 | 2 |  |  |  |
| 医師（児童精神科） | 1 | 児童相談所合計 | | 144 |
| 小計 | | 74 |

※現時点での想定人数

３　事業進捗等の概要

　⑴　東京都からのケース引継ぎ

　　①　児童福祉司21名、児童心理司14名を東京都品川児童相談所に派遣し、相談者への対応を段階的に始めた。

　　②　７月からは、区職員が主体となりケース対応を行う。

　　③　開設一か月前には、業者委託により児童台帳の運搬や記録データの入力作業を行うとともに、保護者あて措置等の実施機関変更通知を行う。

文教委員会資料

令和６年８月２６日

子ども未来部児童相談課

⑵　東京都からの一時保護受託

　　　開設までの期間、東京都品川児童相談所の一時保護児童を区において受託している。

　⑶　児童相談所運営体制の整備

　　①　相談受付業務を補助するAI電話応対支援システムを利用する。

　　②　子ども家庭支援センターと共通のシステムとして、児童相談システムを開発する。

　　③　広報しながわ特集号やふれあい掲示板等、様々な媒体を活用し周知するとともに、関係機関あて開設周知リーフレットを作成・送付する。

４　一時保護所や子ども家庭支援センターとの連携・役割分担



　⑴　一時保護の実績（R4.4.1～R5.3.31）

　　①　被虐待相談　　　38件

　　②　その他養護相談　10件

　　③　非行相談　　　　10件

　⑵　子ども家庭支援センターとの連携

　　①　児童虐待の通告窓口を児童相談所に一元化する。ただし、子ども家庭支援センターに通告が入った場合は、現状通り受け付けする。

　　②　受け付けた児童虐待相談・通告について、もう一方の機関での対応が的確と判断した場合には、両機関で合同の緊急受理会議を開く仕組みとし、適切な機関で対応できるように共通のリスクアセスメントシートを用いて対応方針の協議を行う。